

○ 企業に格付の課税に関する閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現 行
<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略) (1) ~ (53) (略) (54) 配当政策 a ~ c (略) d <u>会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容を注記すること。</u></p> <p>(55) ~ (66) (略) (67) 財務諸表 a ~ d (略) (削る)</p> <p>e 株式交換又は株式移転による株式交換完全親会社等として最近2事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による株式交換完全子会社等となった会社（当該株式交換完全親会社等の連結子会社であった会社を除く。）の最近2事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場合には最近2連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第6条又は連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。）を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること。 ただし、株式交換完全子会社等となった会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。</p> <p>f 会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近2事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。 ただし、当該会社の分割を行った会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。</p> <p>(68) (略) (69) 損益計算書 a (略) b 最近2事業年度の製造原価又は売上原価について、製造原価明細書又は売上原価明細書を掲げて比較すること。 なお、原価の構成比を示し、かつ、会社の採用している原価計算の方法を説明すること。</p>	<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略) (1) ~ (53) (略) (54) 配当政策 a ~ c (略) (新設)</p> <p>(55) ~ (66) (略) (67) 財務諸表 a ~ d (略) e <u>財務諸表には、合併により消滅した会社の最終事業年度（合併後最初の事業年度の決算が株主総会により承認又は報告されていない場合には、最終事業年度とその前事業年度）に係るもの（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）が含まれることに留意すること。この場合、消滅した会社の期末に合併が行われたときには、当該消滅した会社について、合併期日の前日現在における貸借対照表及び最終事業年度の末日の翌日から合併期日の前日までの損益計算書を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること。</u> <u>ただし、消滅した会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。</u></p> <p>f 株式交換又は株式移転による株式交換完全親会社等として最近2事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による株式交換完全子会社等となった会社（当該株式交換完全親会社等の連結子会社であった会社を除く。）の最近2事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場合には最近2連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第6条又は連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。）を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること。 ただし、株式交換完全子会社等となった会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。</p> <p>g 会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近2事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。 ただし、当該会社の分割を行った会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。</p> <p>(68) (略) (69) 損益計算書 a (略) b 最近2事業年度の製造原価又は売上原価について、製造原価明細書又は売上原価明細書を掲げて比較すること。 なお、原価の構成比を示し、かつ、会社の採用している原価計算の方法を説明すること。</p>

<p>ただし、連結財務諸表において、<u>連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定するセグメント情報を注記している場合</u>にあつては、<u>製造原価明細書を掲げることを要しない。</u></p> <p>(70) ~ (72) (略)</p> <p>(73) 主な資産及び負債の内容</p> <p>(68)により掲げた貸借対照表のうち最近事業年度のものについて、次の科目の内容又は内訳をおおむねそれぞれに掲げるところに従い記載すること。</p> <p><u>ただし、連結財務諸表を作成している場合又は附属明細表に掲げた科目については、記載を省略することができる。</u></p> <p>a ~ e (略)</p> <p>(74) ~ (87) (略)</p>	<p>(70) ~ (72) (略)</p> <p>(73) 主な資産及び負債の内容</p> <p>(68)により掲げた貸借対照表のうち最近事業年度のものについて、次の科目の内容又は内訳をおおむねそれぞれに掲げるところに従い記載すること。</p> <p><u>ただし、附属明細表に掲げた科目については、記載を省略することができる。</u></p> <p>a ~ e (略)</p> <p>(74) ~ (87) (略)</p>
--	---

改正案	現 行
<p>第三号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略) (1) ~ (33) (略) (34) 配当政策 a・b (略) c <u>会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容を注記すること。</u></p> <p>(35) ~ (46) (略) (47) 財務諸表 a ~ d (略) (削る)</p> <p>e 株式交換又は株式移転による株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下この様式において「株式交換完全親会社等」という。）として最近2事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社（以下この様式において「株式交換完全子会社等」という。）となった会社（当該株式交換完全親会社等の連結子会社であった会社を除く。）の最近2事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場合には最近2連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第6条又は連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。）を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること。 ただし、株式交換完全子会社等となった会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。</p> <p>f 会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近2事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。 ただし、当該会社の分割を行った会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。</p> <p>(48) ~ (66) (略)</p>	<p>第三号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略) (1) ~ (33) (略) (34) 配当政策 a・b (略) (新設)</p> <p>(35) ~ (46) (略) (47) 財務諸表 a ~ d (略) e <u>財務諸表には、合併により消滅した会社の最終事業年度（合併後最初の事業年度の決算が株主総会により承認又は報告されていない場合には、最終事業年度とその前事業年度）に係るもの（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）が含まれることに留意すること。この場合、消滅した会社の期末に合併が行われたときには、当該消滅した会社について、合併期日の前日現在における貸借対照表及び最終事業年度の末日の翌日から合併期日の前日までの損益計算書を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること。</u> <u>ただし、消滅した会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。</u></p> <p>f 株式交換又は株式移転による株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下この様式において「株式交換完全親会社等」という。）として最近2事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社（以下この様式において「株式交換完全子会社等」という。）となった会社（当該株式交換完全親会社等の連結子会社であった会社を除く。）の最近2事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場合には最近2連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第6条又は連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。）を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること。 ただし、株式交換完全子会社等となった会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。</p> <p>g 会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近2事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。 ただし、当該会社の分割を行った会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。</p> <p>(48) ~ (66) (略)</p>

改正案	現行
<p>第三号の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) ~ (26) (略)</p> <p>(27) 財務諸表 a ~ c (略) (削る)</p> <p>d 会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近2事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）を「3 その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。</p> <p>ただし、当該会社の分割を行った会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。</p> <p>(28) ~ (46) (略)</p>	<p>第三号の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) ~ (26) (略)</p> <p>(27) 財務諸表 a ~ c (略)</p> <p>d 財務諸表には、合併により消滅した会社の最終事業年度（合併後最初の事業年度の決算が株主総会により承認又は報告されていない場合には、最終事業年度とその前事業年度）に係るもの（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）が含まれることに留意すること。この場合、消滅した会社の期末に合併が行われたときには、当該消滅した会社について、合併期日の前日現在における貸借対照表及び最終事業年度の末日の翌日から合併期日の前日までの損益計算書を「3 その他」に記載すること。</p> <p>ただし、消滅した会社が報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。</p> <p>e 会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近2事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）を「3 その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。</p> <p>ただし、当該会社の分割を行った会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。</p> <p>(28) ~ (46) (略)</p>